

むつ市農業委員会
第 8 3 1 回総会議事録

むつ市農業委員会第831回総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月14日（水）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（15名）

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
12	林忠久
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一

○農地利用最適化推進委員（8名）

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二

4. 欠席委員

○農業委員（3名）

11	嶋 影 秀 子
13	浜 田 昭 彦
19	中 村 貞 幸

○農地利用最適化推進委員（2名）

第3地区	山 本 幸 光
第10地区	富 江 佳 奈 子

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 議案第12号 非農地証明願いについて
- 議案第13号 非農地証明願いについて
- 議案第14号 非農地証明願いについて
- 報告第14号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局 長 立 花 一 雄
総括主幹 菅 原 賢一郎
主 幹 白 戸 由布子
主 幹 澤 田 眞紀子
会計年度任用職員 武 市 真 実

7. 会議録署名委員

7番 新 堂 真 9番 西 村 一 松

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 澤 田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)

———農業委員会憲章唱和———

ただいまから、むつ市農業委員会第831回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中15名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において7番 新堂真委員、9番 西村一松委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田主幹を指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声あり)

議長(坂本会長)

ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題に供します。

議案第11号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

申請地は、むつ市脇野沢七引282番ほか27筆、面積合計は39,488㎡で、所有者は合計16名です。

これら農地は、令和元年9月の第773回総会において、農地利用集積計画が承認され、以降、中間管理機構のあおり農業支援センターから脇野沢農業振興公社が借り受け、耕作中の農地であります。

このたび、5年間の賃貸借期間が満了することから、今後5年間の利用権を再設定するため、中間管理機構、転借者契約を一括で行う集積計画の承認を求めるものです。

今回再設定する農地の地番、所有者、賃借料年額は資料に記載のとおりです。

8月5日に、村口委員、鴨田委員、富江推進委員、事務局で現地確認を実施したところ、中間管理機構を介して転借者は脇野沢農業振興公社でむつ市の認定農業者であり、転借した農地の全てを有効利用する労働力と資機材を保有し、当初の計画に添って、「そば」を中心に作付をしており、計画を承認する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)

ただいまの説明に関して、現地確認を行った委員から補足説明があ

	<p>りましたらお願いいたします。</p> <p>議案第 1 1 号について補足説明ございますか。</p>
村口委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第 1 1 号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 1 2 号、非農地証明願いについて議題に供します。</p> <p>議案第 1 2 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 2 号、非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市小川町一丁目 4 1 7 番 2、面積 2 4 4 m²、登記地目「田」、農地台帳「雑種地」、農業振興地域外、農用地区域外の土地です。</p> <p>8 月 5 日に、林委員、杉山委員、蛭名推進委員、事務局で現地確認をした結果、住宅に囲まれた土地で生活環境上の草刈りだけ行われ、農地の保安全管理は行われておらず、一部は車一台分の駐車場として利用されていることから、非農地証明基準の(4)のイ又は(5)に該当すると思われ、非農地と証明しても良いと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第 1 2 号について補足説明ございますか。</p>
杉山委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第 1 2 号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声あり)</p>

議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり証明することに決定いたしました。 次に、議案第13号、非農地証明願いについて議題に供します。議案第13号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第13号、非農地証明願いについてご説明いたします。 申請地はむつ市大字関根字新田川目206番、面積335㎡、登記地目「田」、農地台帳「山林」、農業振興地域内、農用地区域内の土地です。 8月5日に、蛭名委員、齊藤委員、山本推進委員、事務局で現地確認をした結果、証明願いに記載の理由及び現在の利用状況のとおりで、所有者が相続する前から山林であったと思われる、周辺の土地も山林であることから、非農地証明基準の(4)のアに該当すると思われる、非農地と証明して良いと考えます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 議案第13号について補足説明ございますか。
齊藤委員	特にありません。
議長(坂本会長)	現地調査ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第13号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(「なし」の声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。 次に、議案第14号、非農地証明願いについて議題に供します。議案第14号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第14号、非農地証明願いについてご説明いたします。 申請地はむつ市小川町一丁目95番1、面積564㎡、登記地目

	<p>「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域外、農用地区域外の土地です。</p> <p>8月5日に、林委員、杉山委員、蛭名推進委員、事務局で現地確認をした結果、住宅に囲まれ、近隣にも農地はありません。</p> <p>前所有者が高齢により耕作出来ず、放置された状態のまま相続し、小学校に隣接しているため、生活環境上の草刈りだけを行っています。</p> <p>これらのことから、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれ、非農地証明基準の(4)のイに該当すると思われ、非農地と証明して良いと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第14号について補足説明ございますか。</p>
林委員	<p>特にありません。</p>
議長(坂本会長)	<p>現地調査ご苦労様でございました。</p> <p>説明が終わりましたので、これより議案第14号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p> <p>以上で議案審議については終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第14号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第14号 農地の転用事実に関する照会についてご報告いたします。照会農地は、</p> <p>むつ市大字田名部字土手内74番426、登記地目「田」、農地台帳「非農地」、面積4,206㎡、</p> <p>むつ市大字田名部字土手内74番428、登記地目「田」、農地台帳「非農地」、面積387㎡、</p> <p>2筆とも農業振興地域内、農用地区域内の土地です。</p> <p>土手内74番426の土地は、令和2年度農地利用状況調査において、土手内74番428の土地は平成28年度農地利用状況調査において、いずれも再生利用困難農地に分類され、それぞれ、第788回総会、第742回総会で非農地の承認を受けていることから、非農地であると回答しております。</p>

